

〈論点⑤〉

**公営企業の多様な経営形態
に応じた制度のあり方**

令和元年10月8日

総務省自治財政局公営企業課

《論点⑤ 公営企業の多様な経営形態に応じた制度のあり方》

- 公営企業の経営は、その全てが地方公共団体の直営によって行われているものではなく、地域の実情に応じ、多様な形態の民間活用の導入が進められている。公営企業の経営規律の確立に向けて新たな制度を検討するに当たっては、これらの経営形態が導入された場合における公営企業の経営責任の範囲や、その責任を適切に果たす手法等について、運用実態を踏まえて検討すべきではないか。
 - ◆ 民間活用の類型としては、指定管理者制度、包括的民間委託、PPP/PFI（公共施設等運営権方式を含む。）等がある。また、鉄道事業等においては、インフラの管理主体と事業の運営主体を切り分ける上下分離方式を導入する事例も見られる。

- 広域化等を推進するに当たり、現行の組織や事務の共同処理に係る制度について、見直すべき事項がないか、実態を踏まえつつ検証すべきではないか。
 - ◆ 組織については、地方自治法において一部事務組合及び広域連合の規定が設けられており、地方公営企業法においてはそれに対する特例として、企業団及び広域連合企業団に係る規定が置かれている。
 - ◆ 事務の共同処理については、地方自治法において協議会の設置、機関等の共同設置、事務の委託、事務の代替執行等の仕組みが規定されている。

具体的な検討項目①

<民間活用関係>

- 各公営企業において、指定管理者制度や包括的民間委託、PPP・PFIといった民間活用を行っている場合、委託先民間事業者が料金徴収や施設の維持管理など、企業運営上、重要な業務を担っているケースが多い。
- 一方で、直営で事業を行っている場合と比較し、得られる財務情報等が少なくなる。
- 今後、持続的な経営を確保していくためには、民間活用を行っている場合でも、経営状況を適切に把握するために必要な情報を収集・公表することや、民間活用の形態によっては、民間事業者に対するモニタリングチェックを適切に行うことなどが求められるのではないかと。

委託先民間事業者から得ている情報等の例 ①

【指定管理者制度】

区分	団体	事業	情報の内容	左記情報の公表	契約期間	モニタリング実施協定書への記載
代行制	A	水道 取水・浄水・配水・導水・送水施設の維持管理業務、水質管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ○業務の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理業務の実施状況 ・業務計画書に記載された実施目標の達成度 ・自主事業の実施状況 ○管理に係る経費の収支状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の実績評価を行い、ホームページで公表。 	5年	有
利用料金制	B	病院	<ul style="list-style-type: none"> ○業務の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理業務の実施状況 ・利用状況等の件数及びその理由 ○管理に係る経費の収支状況 ○当該管理事業に係る財務書類 <ul style="list-style-type: none"> ・損益計算書、貸借対照表 	<ul style="list-style-type: none"> ・公表なし ※議会議員への参考配布は行っている。 	10年	無
	C	病院	<ul style="list-style-type: none"> ○業務の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理業務の実施状況 ○管理に係る経費の収支状況 ○当該事業に係る財務書類 <ul style="list-style-type: none"> ・損益計算書、貸借対照表 	<ul style="list-style-type: none"> ・外来患者数、外来収益、入院患者数、入院収益、職員数、収支状況を議会で公表。 	5年	無

委託先民間事業者から得ている情報等の例 ②

【PPP・PFI】

団体	事業	情報の内容	左記情報の公表	契約期間	モニタリング実施協定書への記載
D	水道 〔一部浄水場の建設・維持管理業務〕	○業務の実施状況 ・委託業務の実施状況	・公表なし	15年	有
E	下水道 〔污水管渠更新工事業務〕	○業務の実施状況 ・工事施工の実施状況 ○当該事業に係る財務書類 ・損益計算書、貸借対照表	・公表なし	5年	有

【包括的民間委託】

団体	事業	情報の内容	左記情報の公表	契約期間	モニタリング実施協定書への記載
F	水道 〔管路施設維持管理業務、料金徴収業務、老朽施設更新業務〕	○業務の実施状況 ・委託業務の実施状況 ○業務に係る経費の支出状況	・公表なし	8年	有
G	下水道 〔管路施設維持管理業務、ストックマネジメント計画見直し業務、管路施設更新業務〕	○業務の実施状況 ・委託業務の実施状況	・業務の実施状況(モニタリングの状況)をホームページで公表。	4年	有(第三者機関によるチェックを含む)
H	下水道 〔全体施設維持管理業務、ストックマネジメント計画策定業務、ポンプ設備更新業務〕	○業務の実施状況 ・受託事業者によるセルフモニタリングの結果 ・業務成果	・公表なし	3年	有

具体的な検討項目②

<企業団制度関係>

- 複数の地方公共団体が行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置している一部事務組合の管理者は、地方公営企業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組合である企業団においては企業長と呼ばれる。
この場合、地方公営企業法第7条に規定する管理者を置かず、企業長がその職務を担う仕組みとなっている。
- 地方公営企業法第39条の2第3項では、「企業長は、企業団の規約で別段の定めをしない限り、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、企業団を組織する地方公共団体の長が共同して任命する」とされている。
- 実態としては多くの企業団において、一般の一部事務組合の管理者に首長を選任していることと同様に、企業長に首長を選任している。
- 今後、広域化がさらに進み、企業団の数も増えると見込まれることを踏まえると、その規模等に応じて、専門的な知見がより発揮された経営が重要となるのではないか。
- なお、広域連合企業団については、充て職等が認められる一部事務組合とは異なり、その長は選挙のみにより選ばれることから、当該長の下に管理者を置くものとされている。（ただし、組織の複雑化の観点から、管理者を置かないことも可能）

企業長の役職に関する状況

地方公営企業法第2条第1項各号に定める当然全部適用の事業のうち、企業団で運営する86団体（水道のみ：76団体、工業用水道のみ：5団体、水道・工業用水道：4団体、交通（自動車運送）：1団体）について、平成31年3月31日現在の企業長の役職の状況を調査した結果は、次のとおり。

企業長の役職

都道府県知事	市町村長	その他	合計
1団体	69団体	16団体	86団体

【その他の内訳】

- ・都道府県副知事（現職）：1団体
- ・元国家公務員：1団体
- ・元都道府県副知事：1団体
- ・元都道府県職員：5団体
- ・元市町村職員：7団体 ※うち1団体は企業団勤務歴がある職員
- ・元企業団職員：1団体

※企業長が地方公共団体の長であった70団体のうち、企業長の補佐役として地方公営企業の経営に関し識見を有するとみなす職歴がある副企業長や事務局長等の職を置き、実態として実務の取りまとめを行っている団体は7団体あった。

企業団に関する地方公営企業法の規定

○地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）

（組織に関する特例）

第三十九条の二 地方公営企業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組合（以下「企業団」という。）の管理者の名称は、企業長とする。

2 企業団には、第七条の規定にかかわらず、同条の管理者を置かず、当該管理者の権限は、企業長が行う。

3 企業長は、企業団の規約で別段の定めをしない限り、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、企業団を組織する地方公共団体の長が共同して任命するものとする。

（略）

6 地方公営企業の経営に関する事務を処理する広域連合（以下「広域連合企業団」という。）に対する第七条の規定の適用については、同条ただし書中「政令で定める地方公営企業について管理者」とあるのは、「管理者」とする。

（管理者の設置）

第七条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、第二条第一項の事業ごとに管理者を置く。ただし、条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業について管理者を置かず、又は二以上の事業を通じて管理者一人を置くことができる。なお、水道事業（簡易水道事業を除く。）及び工業用水道事業を併せて経営する場合又は軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて経営する場合においては、それぞれ当該併せて経営する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。